

消防団の活動内容は?

- ◆訓練 消火訓練や救急・救助訓練などの基礎訓練を消防署等で重ねています
- ◆防火啓発活動 住民の防災意識の向上を図るため、防火指導を幅広い年齢層に向け行っています
- ◆災害時の活動 風水害等の際は河川の水位の警戒や土のう積みなど様々な活動を行います

【団員に聞いてみました】

●入団のきっかけは?

入団3年未満で50歳以下の団員は、消防学校で災害活動の基礎知識を学べると聞き、自分や家族のためになると考え入団しました。

●女性や学生の団員もいるの?

現在、女性団員は15人います。学生消防団活動認証制度(*)などもあります。
*消防団員として活動した学生に対し、市町村長が証明書を交付する制度



●良かったことは?

知り合いの家で火事があり、本人を救出したことがありました。その際に「助かりました。ありがとう」と言われ、消防団をやっている良かったと感じました。

●もっと知りたいときは?

消防団事務局に入団についてなどを問い合わせると、自分が住んでいる地域の消防団や活動概要を丁寧に説明してくれます。

消防団員になるには?

対象:市内在住・在勤・在学の18歳以上の人
消防団事務局
(草加八潮消防組合草加消防署管理課内)
☎924-2116 ☎924-0965
✉s-kanri@soka-yashio119.jp

■広報課担当 取材後記

今回、取材に協力いただいた第3分団第3部に今年4月入団した団員は、「自分ができることで地域に貢献したい」と入団されたとのこと。つい先日AED救命講習を受講されたそうですが、以前職場で同僚が倒れた際は、頭の中が真っ白になったそうです。取材を通して、有事に備えた日ごろの訓練や準備の大切さを感じました。

草加市消防団

市議会6月定例会 開会

市議会6月定例会が、5月31日(火)に開会しました。市長提出議案は14議案。主な議案は次のとおり。

- 草加市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…受診者の経済的負担軽減のため、令和4年10月(ひとり親家庭等医療費は令和5年1月)から、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費の現物給付(窓口での現金負担なし)の対象の範囲を、県内の医療機関に拡大するほか、ひとり親家庭等医療費の自己負担金を廃止します。
- 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について…地方税法等の見直しに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の期間の延長などを行います。
- 指定管理者の指定について…松原テニスコート、草加市立松原児童青少年交流センター(いずれも草加市松原四丁目)の指定管理者を指定します。
- 令和4年度草加市一般会計補正予算(第1号)

奨学資金貸付制度の活用を

☎総務企画課 ☎922-2619 ☎928-1178

経済的理由で高校・短大・大学・専門学校への修学が困難な人は審査の上、奨学資金の貸付制度を利用できます。貸付開始時期は8月です。

- 対象 以下の条件をすべて満たす人
 - (1) 市内に1年以上居住している。
 - (2) 学校長の推薦がある。
 - (3) 他に奨学金に相当する貸し付けを受けていない。
 - (4) 1年以上1都6県(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県)居住で市区町村税を完納し、債務を保証できる所得のある連帯保証人(18歳以上で、申請者と別世帯居住)が1人いる。

■貸付月額(いずれも無利子)

高校、高専、専修学校…国・公立1万円・私立2万円
短期大学、大学…国・公立1万5000円・私立3万円

■返済

貸付期間が終了した月の翌月より6か月経過後から開始。
国・公立は貸付期間の2倍、私立は貸付期間の3倍の期間で均等月払い。

☎7月8日(金)までに総務企画課へ。開庁時間外希望者は連絡を。

ひとり親家庭等に医療費の一部を支給

☎子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

ひとり親家庭や父(母)に一定の障がいがある家庭等の保険適用医療費を、申請により支給します。所得制限等の概要は以下のとおり。なお、住民税課税者は一部自己負担金があります。

■対象 令和5年3月31日までに18歳になる子と、その子を養育しているひとり親(子に一定の障がいがある場合は20歳になる誕生日の前日まで)

■所得制限

扶養人数	所得制限額	
	父・母・養育者	扶養義務者等
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満
4人	344万円未満	388万円未満

6月までの申請は令和2年中の、7月以降の申請は令和3年中の申請者の所得額と扶養人数等で判定します。

●所得額とは、所得控除後の金額に、前夫(妻)から受け取った養育費の8割を加算し、一律控除(8万円)を差し引いた額(他にも諸控除が受けられる場合あり)。

●扶養義務者とは、申請者の直系血族(両親・祖父母・子ども・孫等)や兄弟姉妹のうち申請者と生計を同じくする人等

なお、申請者の配偶者(一定の障がいがある場合)にも、扶養義務者と同じ所得制限があります。

児童発達支援センターあおば学園

令和5年度入園希望者の個別見学受け付け中

☎あおば学園へ。 ☎936-4972

対象は令和5年4月1日現在3歳以上の未就学児。日時は申し込み後に決定します。



あおば学園

心身の発達に支援が必要な3歳以上の未就学児の療育・支援等を行い、学校教育等の基礎となる心と身体を保護者とともに育てていく施設です。所在地は松江2-3-60(建て替え工事期間中の仮設園舎です)。